

毎週火、金、土、日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇告示 昭和三十七年度鳥取県歳入歳出追加更正予算等の公表

◇告示 土地改良事業の認可

◇告示 土地改良区の成立

◇公告 昭和三十七年度狩猟知識認定試験等の実施

告示

鳥取県告示第四百六十六号

昭和三十七年六月定例県議会で七月七日議決された昭和三十七年度鳥取県歳入歳出追加更正予算及び昭和三十七年度特別会計県管境港水産施設事業費歳入歳出予算は次のとおりである。

昭和三十七年八月二十四日
鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十七年度鳥取県歳入歳出追加更正予算

項 目	歳 入	歳 出	追加更正額
7 国庫支出金		28,859	28,859
1 国庫負担金	2,912		2,912
2 国庫補助金	18,280		18,280
3 委託金	7,667		7,667
8 寄附金	9,632		9,632
1 寄附金	9,632		9,632
10 繰越金	71,014		71,014
1 前年度繰越金	71,014		71,014
11 雑収入	600		600
6 雑収入	600		600
歳入合計	110,105		110,105

款項	科目	目	今回追加 予算額 千円
4	土木費		6,891
3	港湾費		1,565
5	都市計画費		960
6	災害復旧費		4,366
5	教育費		38,283
9	社会教育費		1,470
11	義務教育振興費		898
12	高校教育振興費		10,100
13	教育施設費		25,815
6	社会及労働施設費		2,732
4	婦人児童福祉費		1,218
8	職業安定費		1,514
7	保健衛生費		1,402
2	子防衛生費		1,402
8	産業経済費		32,107
4	水産業費		13,597

款項	科目	目	予算額 千円
6	畜産業費		7,680
7	商工業費		480
8	観光事業費		10,350
9	財産費		21,383
1	財産管理費		19,708
2	県庁舎建設費		1,675
11	選挙費		7,307
2	公明選挙費		1,044
3	参議院議員選挙費		6,263
歳出合計			110,105
昭和37年度特別会計県営境港水産施設事業費			
歳入歳出予算			
歳入			
1	雑収入		526
2	雑収入		526
1	雑収入		526

歳入合計	歳出	予算額 千円
9,220		
1	県営境港水産施設事業費	9,220
1	魚市場事業費	2,568
2	水産会館運営費	2,335
3	諸支出金	4,317
歳出合計		9,220

鳥取県告示第四百六十七号

賀露町土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良事業（かんがい排水）は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第十条の規定により、昭和三十七年八月十日認可した。

昭和三十七年八月二十四日

鳥取県知事 石 破 二郎

鳥取県告示第四百六十八号
江尾土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良事業（かんがい排水）は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第十条の規定により、昭和三十七年八月十日認可した。

昭和三十七年八月二十四日

鳥取県知事 石 破 二郎

鳥取県告示第四百六十九号

東伯郡大栄町妻波 松井輝男ほか十七人の者から申請のあつた妻波土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条の規定により昭和三十七年八月二日成立した。

昭和三十七年八月二十四日

鳥取県知事 石 破 二郎

鳥取県告示第四百七十号

米子市富益町 足立夷三ほか十五人の者から申請のあつた米子市富益町北口土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条の規定により昭和三十一年八月二日成立した。

昭和三十一年八月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公 告

昭和三十一年度狩猟知識認定試験及び狩猟講習会を次のとおり実施する。

昭和三十一年八月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

狩猟知識認定試験

一 試験方法

狩猟を行ううえに必要な事項について二時間説明を行った後に、択一式試験を実施する。

二 日時及び場所

九月 十八日	午前九時から正午まで	八頭郡那家町 那家公民館
九月 十九日	右 同	岩美郡岩美町 岩美町役場会議室
九月 二十日	右 同	日野郡日野町根雨 根雨公会堂
九月 二十六日	右 同	倉吉市上井町 経済連会議室
九月 二十七日	右 同	東伯郡東伯町 浦安公民館
九月 二十八日	右 同	米子市錦町 米子自動車学校
九月 三十日	右 同	米子市錦町 米子自動車学校

三 試験科目

狩猟に関する法令

狩猟鳥獣の判別

猟具の取り扱い

四 受験対象者

過去に狩猟法（大正七年法律第三十二号）第七条ノ二第一項の規定による狩猟講習会を受講したことがある者

五 その他

イ 試験当日筆記具を持参すること。
ロ 受験者は過去の受講証明書又は地方農林振興局長の受講したことを証する書類を持参すること。

狩猟講習会

一 日時及び場所

十月七日 午前九時から 倉吉市上井町 経済連会議室
午後四時まで

十月八日 右 同 米子市錦町 米子自動車学校

十月九日 右 同 県庁講堂

二 講習科目

狩猟に関する法令

狩猟鳥獣の判別

猟具の取り扱い

三 受講対象者

原則として過去に狩猟法第七条ノ二第一項の規定による狩猟講習会を受講したことがない者及び昭和三十一年度狩猟知識認定試験の不合格者